

工事請負契約設計変更ガイドラインの概要（公共建築工事編）

令和6年7月
高松市 契約監理課

目 的

本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、公共工事の品質確保を図るため策定したものである。

1 設計変更の基本

（１）設計変更の基本的な考え方

やむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一定性を損なわない範囲において設計変更を行う。

（２）設計変更が可能な場合

- ①条件変更等に伴う設計変更（約款第18条）
- ②発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更（約款第19条）
- ③受注者の責によらない事由による工事の一時中止（約款第20条）
- ④受注者の請求による工期の延長（約款第21条）
- ⑤発注者の請求による工期の短縮（約款第22条）
- ⑥受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

（３）設計変更できない場合

- ①請負金額が当初の50%を超えて増減する場合
- ②契約約款に定められた所定の手続き（契約約款第18条から第24条まで）を経していない場合
- ③書面（双方が合意したもの）によらないで施工した場合
- ④発注者と協議を行わず受注者が独自の判断で施工した場合
- ⑤発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合

ただし、災害又は予測できない事態が発生した場合。その他やむを得ないと認められるときは、上記にかかわらず設計変更できるものとする。

（４）変更の指示・設計変更に当たっての留意事項

受注者は、工事の施工に当り、契約約款第18条第1項に該当する事実を発見したときは、直ちに監督員に通知し、その確認を請求する。

発注者は、直ちに調査し速やかに調査結果を受注者に通知する。

（５）設計変更の手続き

受注者が、約款第18条第1項に該当する事実を発見した場合は、本文記載のフロー図に従い手続きを行う。

2 設計変更の対象となる具体的な事例

対 象 事 項	事 例
1 設計書、図面、仕様書等が一致しない（優先順位が定められている場合を除く）（約款第18条）	・図面と設計書の材料寸法、品質等の記載が一致しない。 ・図面間での寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない。
2 設計図書に誤り又は脱漏がある（約款第18条）	・使用する部材等が設計書に計上されていない。
3 設計図書の表示が明確でない（約款第18条）	・使用する材料の規格（種類、強度）が明確に示されていない。
4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない（約款第18条）	・設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない
5 予期することのできない特別な状態が生じた（約款第18条）	・施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった。 ・工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。 ・施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった。
6 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更（約款第19条）	・周辺住民との協議により、変更する必要がある。 ・関係官公署との協議により、変更する必要がある。 ・関連する工事との調整により、変更する必要がある。
7 受注者の責めによらない事由による工事の一時中止（約款第20条）	・設計図書に定められた着手時期に、受注者の責によらず施工ができない。 ・関係官公署の協議が未了のため、施工できない。 ・管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。
8 受注者の請求による工期の延長（約款第21条）	・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。 ・その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合。
9 発注者の請求による工期の短縮（約款第22条）	・関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。 ・その他の事由（地元、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合。
8 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合	・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。

3 仮設の設計変更

（１）仮設の基本的な考え方

任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

（２）仮設費の変更

任意仮設は、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。指定仮設は、設計変更の対象とする。